

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則案の概要

平成18年8月
国土交通省

1. 福祉タクシーの要件（法第2条第7号関係）

法第2条第7号の主務省令で定めるものは、高齢者、障害者等が乗り降りしやすいように回転シート又はリフトアップシートを備え付けているものをいうものとします。

2. 建築物特定施設（法第2条第18号、政令関係）

法第2条第18号に基づき政令で定める建築物特定施設のうち、国土交通省令で定めるものは、浴室又はシャワー室とすることとします。

3. 旅客施設の大規模改良の要件（法第8条第1項関係）

法第8条第1項の主務省令で定める大規模な改良とは、

- ① 鉄道施設及び軌道施設については、全ての本線の高架式構造又は地下式構造等への変更に伴う改良等の全面的な改良
- ② バスターミナルその他の旅客施設については、旅客の乗降等の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積の合計が当該施設の延べ面積の2分の1以上のもの

をいうものとします。

4. 旅客施設の建設及び大改良時の届出手続（法第9条第2項関係）

法第9条第2項の主務省令で定める手続は、当該建設又は大規模な改良の工事開始の日の30日前までに、当該建設又は大規模な改良の概要等を記載した届出書を提出しなければならないこととします。

5. 特定路外駐車場設置の際の届出手続（法第12条第1項関係）

法第12条第1項の主務省令で定める手続は、当該特定路外駐車場の位置、規模、構造等を記載した届出書に平面図等を添えて、都道府県知事等に届け出なければならないこととします。

6. 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の申請手続（法第17条第1項及び第2項第5号）

法第17条第1項及び第2項第5号の主務省令で定める手続は、当該特定建築物の位置、延べ面積、構造方法等、当該事業の実施時期等を記載した建築等及び維持保全の計画についての所定の様式による申請書の正本及び副本に、付近見取図及び配置図等を添えて所管行政庁に提出することとします。

同条第3項の規定により計画の認定をしたときの申請者への通知について、認定通

知書の様式を定めます。

7. 所管行政庁の認定が不要な軽微な変更（法第18条第1項関係）

法第18条第1項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更をいうものとし、

8. 特定建築物の認定に係る表示（法第20条第1項関係）

法第20条第1項の主務省令で定める広告等は、広告、契約に係る書類等をいうものとし、

同項の主務省令で定める方法は、表示の様式を定めることとし、

9. 既存の特定建築物に設けるエレベーターについて、建築基準法の特例を受けることのできる基準（法第23条第1項第1号及び第2号関係）

法第23条第1項第1号の主務省令で定める安全上及び防災上の基準は、

- ① 壁、柱、床及びはりが当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること
- ② 当該エレベーターの昇降路が出入口の戸が自動的に閉鎖する構造を有し、かつ、壁、柱及びはりが不燃材料で造られていること

とし、

法第23条第1項第2号の主務省令で定める安全上の基準は、

- ① エレベーターのかご内及び乗降ロビーに、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること
- ② 昇降機は、乗降ロビーからかご内の車いすを使用している者を容易に覚知できる構造を有し、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられていること

とし、

10. 公共交通特定事業計画の認定に係る手続（法第29条第1項関係）

法第29条第1項の主務省令で定める手続は、所定の様式による申請書に公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面等を添付した上で国土交通大臣に提出しなければならないこととし、

11. 市町村による国道等に係る道路特定事業の認可についての手続及び当該認可が不要な軽易な道路特定事業（法第32条第3項関係）

法第32条第3項の主務省令で定める手続は、所定の様式による申請書に必要な記載をした上で、当該申請書に工事計画書等の必要な書類を添付し、地方整備局長又は北海道開発局長に提出しなければならないこととし、

同項の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する道路特定事業をいうものとし、ただし、当該事業を行った際には、その

旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなければならないこととします。

12. 市町村による国道等に係る道路特定事業についての工事の公示（法第32条第4項関係）

法第32条第4項の主務省令で定める手続は、道路の種類、路線名及び工事の区間その他必要な事項を公示することをいうものとしします。

13. 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例に係る手続（法第39条第1項関係）

法第39条第1項に規定する土地区画整理事業の施行者は、換地計画に係る都道府県知事の認可又は換地計画の変更に関する認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第39条第1項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならないこと等とします。

14. 申請があった移動等円滑化経路協定の公告方法（法第42条第1項関係）

移動等円滑化経路協定の認可の申請があったときの公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うこととします。

- ① 移動等円滑化経路協定の名称
- ② 移動等円滑化経路協定区域
- ③ 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

15. 移動等円滑化経路協定の認可基準（法第43条第1項第3号関係）

移動等円滑化経路協定の認可の基準は、

- ① 移動等円滑化経路協定は、その境界が明確に定められていなければならないこと
 - ② 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならないこと
- 等とします。

16. 認可した移動等円滑化経路協定の公告方法（法第43条第3項関係）

移動等円滑化経路協定を認可したときの公告は、14.の方法と同様に行うこととします。

17. 主務大臣による公共交通事業者等に対する報告請求、立入検査の際の手続（法第53条第1項関係）

法第53条第1項で定める手続は、

- ① 公共交通事業者等ごとに定められた様式による移動等円滑化実績等報告書を地方支分部局の長に提出しなければならないこと
- ② 移動等円滑化のための事業に関し国土交通大臣又は地方支分部局の長が報告を求めたときは、上記の移動等円滑化実績等報告書のほか、報告書を提出しなけれ

ばならないこと
等とします。

18. その他

その他、公共交通事業者等に対する立入検査を実施する際に職員が携帯する検査員証の様式、地方支分部局の長に対する権限の委任等所要の事項を定めることとします。